

緑が丘まちづくり推進協議会の会議ルール（案）

1 会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開する。

2 会議開催の事前公表

- (1) 会議を開催するときは、会議の日時、場所等を示した「会議開催のお知らせ」を、あらかじめ市政情報コーナーでの掲示、市ホームページなどへの掲載により公表する。

3 会議の傍聴

- (1) 会議は、非公開としたときを除き、誰でも傍聴することができる。
- (2) 傍聴者の定員は、会場の広さ等を勘案し、事務局にて定めることとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順（当日来場した順）に傍聴者を決定する。
- (3) 傍聴者の遵守事項（傍聴ルール）を、次のとおり定める。

傍聴ルール

- 1 傍聴の際には、受付簿に必要事項を記入してください。
- 2 会議は、静かに傍聴してください。
- 3 傍聴者は、発言できません。委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなどの示威的行動をしないでください。
- 5 会議場において、許可なく撮影、録音その他これらに類する行為をしないでください。
- 6 このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

※ これらのルールが守られない場合は、退場していただくことがあります。円滑な会議進行のため、御協力をお願いします。

4 会議資料の提供

- (1) 会議を公開するときは、傍聴者に対し、配付又は閲覧により会議資料を提供する。

5 会議の進行

- (1) 旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱に基づき進行し、その主旨に基づき、各委員から多くの意見及び情報の交換を図るものとする。

6 会議録の作成

- (1) 会議の概要及び発言の要旨を記載した要点記録を会議録として作成する。
- (2) 委員の自由な発言機会を確保するため、会議録には、発言者名を記載しない（表示は「会長」、「委員」等とする。）。
- (3) 会議録の確認は、原則として会長が行う。

7 会議録の公表

- (1) 会議録は、会長の確認を得た後、市政情報コーナーでの配置、市ホームページなどへの掲載により公表する。

8 委員名簿

- (1) 委員名簿は、市ホームページなどへの掲載により公表する。